

等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和4年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	21	8.5%	課長	13	21	8.5%	課長級
				室長	1			
				局長	2			
				所長	1			
				参事 (特定任期付2級含む)	3			
				防災監 (特定任期付2級)	1			
				計	21			
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 園長の職務	23	9.3%	課長補佐	18	23	9.3%	課長補佐級
				局長補佐	1			
				検査監	1			
				園長	3			
				計	23			
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	51	20.6%	主幹	1	51	20.6%	係長級
				係長	23			
				センター長	1			
				主査	11			
				副園長	2			
				教頭	1			
				主幹保育教諭	4			
				主任保育士	2			
				主任教諭	1			
				主任栄養士	1			
				主任保健師	1			
				指導主事	1			
				主任水道技師	2			
				計	51			
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	38	15.4%	主事	19	38	15.4%	係員級
				技師	4			
				保育士	2			
				保育教諭	2			
				保健師	2			
				業務士	7			
				運転士	1			
				業務主任	1			
				計	38			
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	65	26.3%	主事	52	65	26.3%	係員級
				技師	5			
				保育教諭	2			
				保育士	1			
				管理栄養士	1			
				保健師	1			
				用務員	2			
				調理員	1			
				計	65			
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	49	19.8%	主事	37	49	19.8%	係員級
				技師	1			
				保育教諭	6			
				保育士	4			
				管理栄養士	1			
				計	49			

※再任用フルタイム勤務職員及び特定任期付職員を含む

247

100%

247

247

100%